

日立市ユーチューブチャンネル運用方針

日立市広聴広報課では、交流人口の拡大を図るため、日立市ユーチューブチャンネル（以下「チャンネル」という。）を開設し、本市の伝統文化やまちの様々な魅力、特性などを紹介した番組を配信していきます。この方針ではチャンネルの運用に関する事項を以下のとおり定めます。

1 ユーチューブチャンネル名

「日立市」とします。

2 番組の配信主体及び運用管理者等

番組の配信主体及び管理は日立市広聴広報課が行うこととし、運用管理者は広聴広報課長とします。また、運用者は運用管理者が指定する職員とします。

3 番組の発信時間

原則、月曜から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします（祝日及び年末年始を除く）。

ただし、運用管理者が必要と判断した場合は、上記以外でも番組を発信することがあります。

4 運用方法

- (1) 運用管理者の監督のもと、広聴広報課が番組を配信します。
- (2) チャンネルへの利用者からのコメント等に対しては回答しませんので、配信した番組へのお問い合わせ等は、広聴広報課へ直接お問合せいただくか、日立市のホームページの「ご意見・お問い合わせ」などをご利用ください。

[\(http://www.city.hitachi.lg.jp/\)](http://www.city.hitachi.lg.jp/)

5 禁止事項

以下に定める利用者からのコメント等は禁止していますので、予告なく削除することがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、日立市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

6 知的財産権

- (1) チャンネルに掲載している個々の情報（文章、画像等）に関する知的財産権は、日立市または原作者に帰属します。
- (2) チャンネルの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

7 免責事項

- (1) 日立市は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第

三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

- (2) 日立市は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 上記のほか、日立市はチャンネルに関連する事項に起因または関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) 日立市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、またはチャンネルの運用を中止する場合があります。

8 個人情報の取扱い

チャンネルで取得した個人情報については、日立市個人情報保護条例に基づいて、適切に管理します。

9 適用

この運用方針は、平成26年4月1日から適用します。

以 上